［略］			
［略］			
［略］			
［略］			
欠格事由に関する事項	［略］		
	［略］		
	3　心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者		
	［略］		

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第六条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

［略］			
［略］			
［略］			
［略］			
欠格事由に関する事項	［略］		
	［略］		
	3　成年被後見人		
	［略］		

［略］

改正後	改正前
（第一種製造者に係る製造の許可の申請） **第三条**　法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項及び第四項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第二項、第四項及び第五項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。 2　［略］ （法第七条第三号の経済産業省令で定める者） **第三条の二**　法第七条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により高圧ガスの製造を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（第一種製造者に係る製造の許可の申請） **第三条**　法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項及び第四項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第二項、第四項及び第五項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。 2　［略］ ［新設］